

# 古代那賀郡の条里と道路

地理班 (徳島地理学会)

木原 克司\*

**要旨：**古代那賀郡に属する小松島市東南部・阿南市北部および阿南市中央部で大字・小字の地名と境界線や耕地形態の調査を基に条里地割復原ならびに条里施行の基準線としての伝路の検討を行った。その結果、小松島市立江町から阿南市 (旧羽ノ浦町) 宮倉にかけての条里、阿南市長生町の条里と阿南市宝田町の条里で幅約 8 m の条里余剩帯 (伝路) の存在を確認し、これら 3 つの条里分布地域が伝路を踏襲した近世土佐街道の直線ルートで結ばれることを明らかにした。また、想定伝路沿いに駅家関連地名が残ることから、伝路が養老 2 年 (718) 以降に新設された土佐国に向かう駅路に転用された可能性を指摘した。

**キーワード：**条里、条里余剩帯、伝路、駅路

## 1. 本報告の目的

古代四国の南海道の変遷に関連する記録はいくつか知られる。『続日本紀』養老 2 年 (718) 5 月庚子条には、「土左国言す。公私の使、直に土左を指せども、その道伊予国を経、行程迂遠にして山谷險難なり。但し阿波国は境土相接して往還甚だ易し。請うらくは此の国に就いて、以て通路と為さんと。之を許す。」という記事が見られる。この記事の内容から、8 世紀の前半以前には、阿波国北部から讃岐・伊予国を経て土佐国に向かう駅路しか整備されておらず、その後土佐国から朝廷への申請により阿波から直接土佐国へ向かう駅路が新設されたことがわかる。

また、『日本後紀』延暦 16 年 (796) 正月甲寅条には、「阿波国駅家□、伊予国十一、土左国十二、を廃し、新に土左国吾<sup>あはし</sup>椅舟川二駅を置く」とあり、阿波国・伊予国・土佐国の駅家の多くが廃絶され、先の阿波国から土佐国への直行ルートも廃止されたと考えられる。

ここで問題となるのは、奈良時代を通して存在した阿波国から土佐国に向かう駅路である。当該ルートについては、羽山久男 (1976) のように吉野川北岸を經由し四国山地を越えるルートや井上通泰 (1941) ・日野尚志 (1978) のように海岸線沿いに土佐甲浦に至るルートなど多様な説が見られたが、1986 年に平城宮東方官衙から「武芸<sup>むぎ</sup>駅」、<sup>さつま</sup>「薩麻駅」と記した 2 点の木簡が出土してから以降、海岸沿いのルートが妥当とされるようになった。「薩麻駅」の位置は未詳であるが、「武芸駅」は現在の海部郡牟岐町付近に比定でき、これを大きな根拠として長谷正紀 (1991) や足利健亮 (1992) などにより新たな海岸沿いの想定ルートが提示されている。

日野や長谷の想定ルートは、海岸線や内陸部を走る国道 55 号線や 195 号線をそれにあて、足利説も図示されたルートから判断するかぎり近世土佐街道のルートを想定しているようである。しかし、いずれの想定ルートもその根拠が明らかにされておらず推定の域を出るものではない。

阿波国府から南の勝浦郡や那賀郡においては、養

国立大学法人鳴門教育大学名誉教授

\* 658-0022 神戸市東灘区深江南町 1 丁目 16-7 アルス芦屋川 503 号 048-600-8381 kkihara@rucom.ne.jp

老2年以前に駅路がなかったことは先の記事からも明らかであるが、7世紀後半頃までに全国的に駅路と並行して整備された国府と郡衙くんがを結ぶ伝馬路（伝路）は、木原（1998・2002・2005・2009・2011・2013a・2013b）が吉野川流域の諸郡でその存在を明らかにしてきたように当然存在したと考えられ、それが両郡の条里地割施行の際の基準線として利用されたと推測できる。

筆者は養老2年の記事に見られる阿波・土佐間の新設駅路は、すでに存在した伝路を整備・転用して土佐国まで延長したものと考えている。それを明らかにするためには、先ず那賀郡内の条里地割の再検討を行い、条里地割施行の基準線となった伝路や伝路から派生する支路について検討する必要がある。

本報告では、古代那賀郡の経済的中心地域であったと考えられる2つの条里施行地域（現阿南市那賀川南岸と阿南市北部から現小松島市南東部にかけての地域）を中心として、5000分の1国土基本図上での大字・小字境界や地名の復原という基本的作業をベースとして、大字・小字境界を基にした条里地割復原、条里坪辺長の図上計測や大字・小字境界線の形態ならびに1町地割内の耕地形態などによる条里余剰帯の検討を通して伝路や伝路から派生する支路の復原を行う。

## 2. 那賀川南岸地域の条里と伝路

### 1) 阿南市長生町の条里と伝路

長生町は後述する宝田町とともに「和名抄」記載の那賀郡8郷のうちの和泉郷に比定される。図1は長生町の小字界と小字名を図示し、小字境界線を基に条里地割を復原したものである。ただ、小字名には水ヶ坪、壱ノ坪など固有名詞的な坪名しか認められず、条里呼称法や坪並については不明である。N37°Wの方位を示す条里地割は桑野川から北へ小字〔宮内〕あたりまで広がるが、イーロ間に幅約8mの条里余剰帯（道路）の存在が確認でき、これを基準線として1町109m四方の坪を基本単位として条里地割が施行されたことがわかる。当該余剰帯の西半部は近世の土佐街道とも合致する。こうした状況は、筆者による名方・板野・麻植・阿波など吉野川流域の諸郡の条里施行地域での調査成果と同じで、

確認された余剰帯は伝路にあたる幹線道路であり、近世になって土佐街道に踏襲されたと考えられる。後述する宝田町や大野地区との関連で考えると、近世土佐街道の直線ルートが伝路にあたる可能性が高く、図1のA-B-C-I-D-Eの伝路の存在を想定できる。なお、伝路の南50mには〔馬こし〕という小字名が残り駅家の存在も推定される。

また、北西部の三倉にはN34°Wと条里とは方位を異にする106m四方の方格地割から構成される小規模な地割が残る。〔四斗代〕という小字名も見られることから大化前代の代制地割の名残と推定される。三倉は倉地名から那賀郡の郡衙推定地とする説もあるが、地割の規模や代地名の存在から考えると大化前代の屯倉との関連性が窺える。北部のアには延喜式内社の八杵神社も鎮座する。

### 2) 阿南市宝田町の条里と伝路

図2は宝田町を中心として隣接する上中町、長生町、横見町や富岡町の小字界と小字名を図示し、小字境界線を基に条里地割を復原したものである。しかし、小字名には条里関連地名がまったく認められず条里呼称法や坪並の復原は不可能である。

桑野川北岸にN6°Wの方位を示す小規模な条里地割が広がり、ハニ間に幅約8mの条里余剰帯（道路）が確認された。この余剰帯（道路）を基準線として1町109m四方の坪を単位として条里地割が施行されたようである。この道路は、二地点からは小字〔海部屋敷〕と〔松道〕の間の小字境界線上に残る北東から南西に向かう現道を通り、近世土佐街道に一致するAからBを経てCに至る伝路とホ地点で合流することになる。

また、この道路の東端には那賀郡衙の所在地と推定されている小字〔郡こおり〕が位置する。阿南市教育委員会（2011）によれば、小字〔郡〕東隣のイ地点の発掘調査で10世紀代の掘立柱建物群が検出されている。図3は主要な遺構を選んで図化したものであるが、建物群は居住用の建物（建物2～4）、総柱の倉庫建物（建物5～7）、区画施設としての柵・溝などで構成されており、条里地割の方位に近似するN5°WやE85°N前後の棟方位を示す規則性のある建物群であることや石帯の付属品である丸靱・緑釉陶器など官衙的要素の強い出土遺物からみて那賀

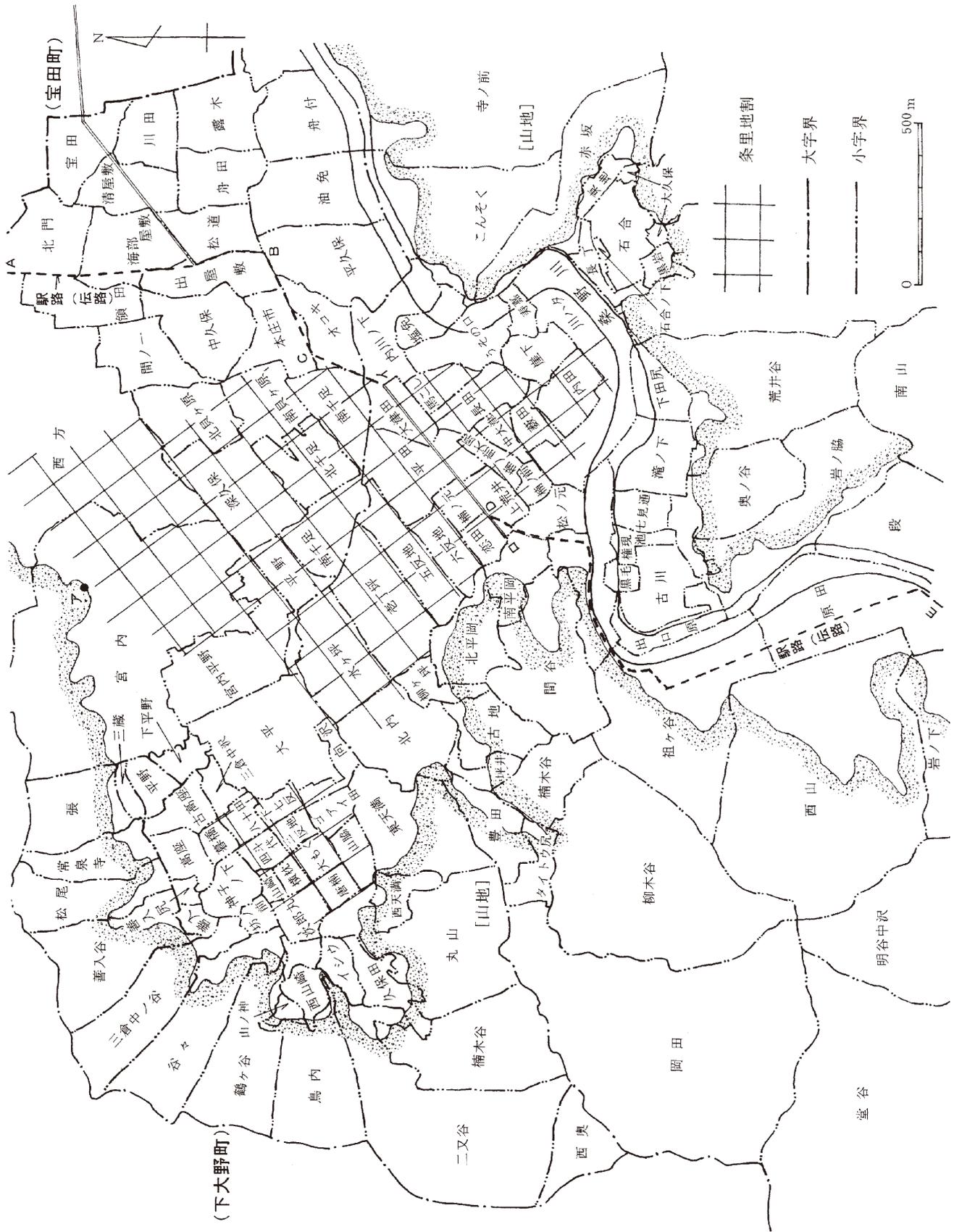


図1 阿南市長生町の条里地割と伝路（駅路）

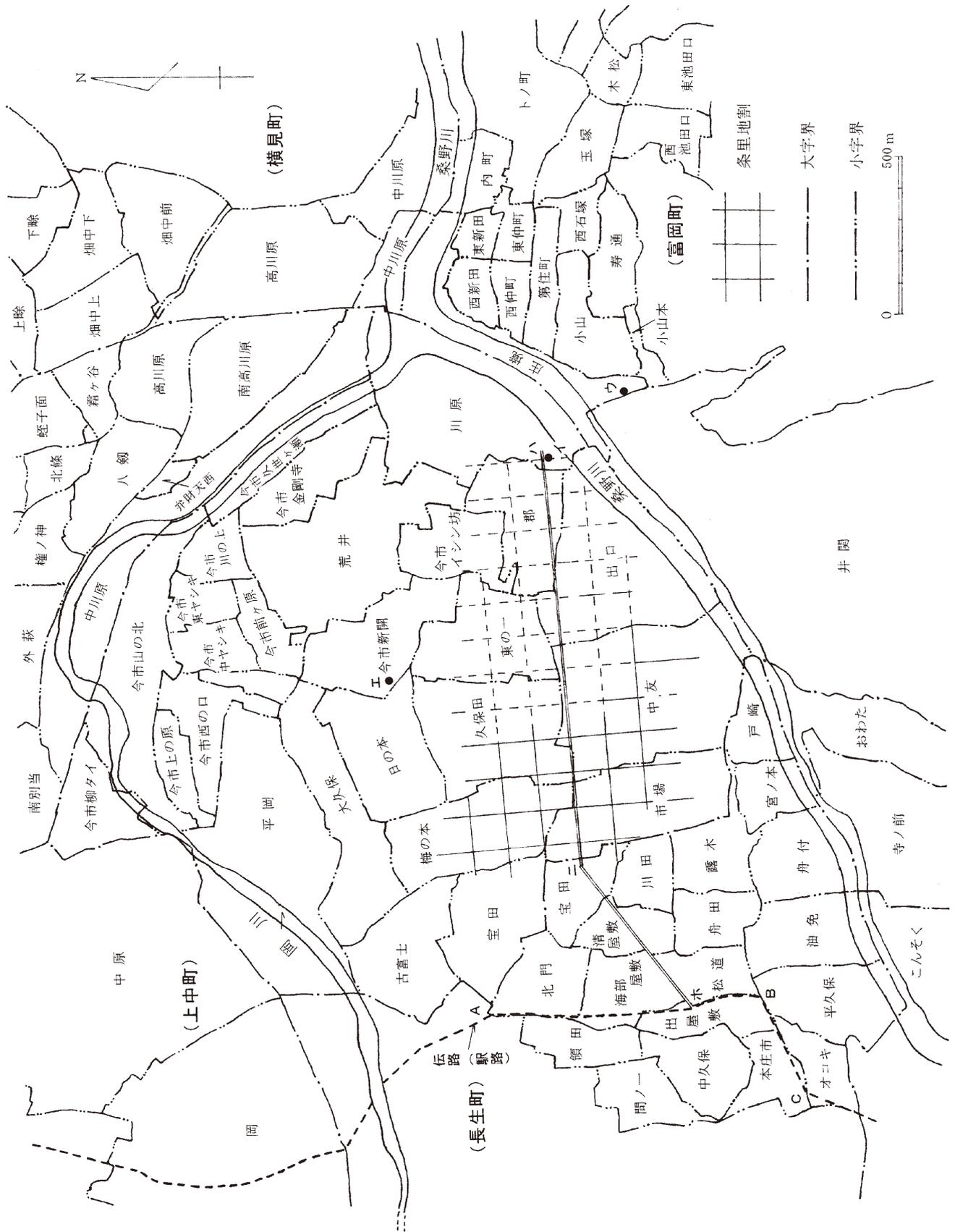


図2 阿南市宝田町の条里地割と伝路(駅路)

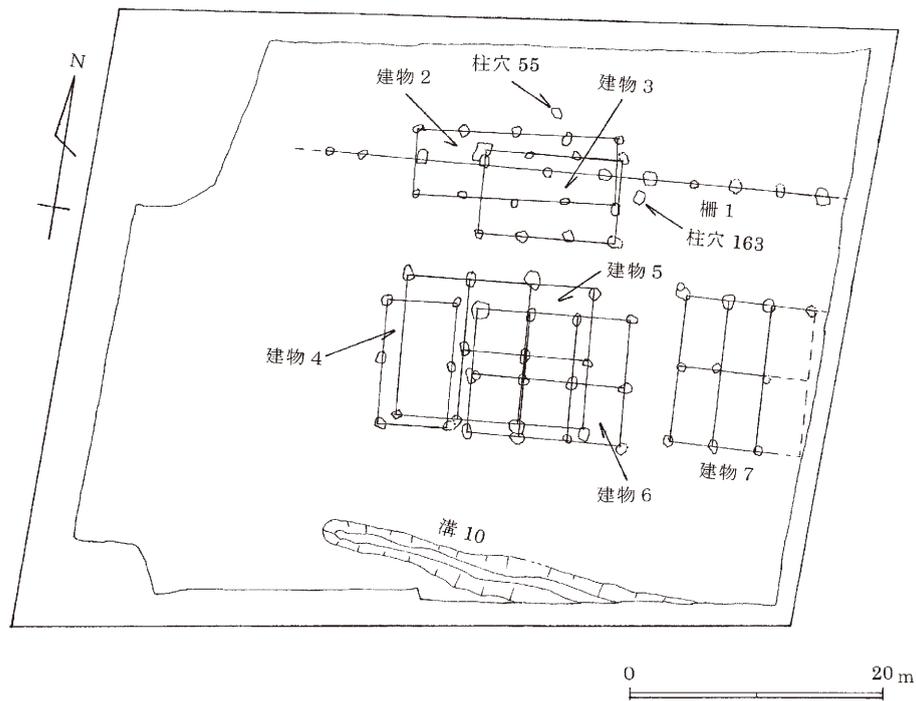


図3 川原遺跡の主要検出遺構（阿南市教育委員会（2011）より著者作成）

郡衙に関連する遺跡とみてほぼ間違いないのであろう。建物5～7のような倉庫建物が多いことや近接する桑野川南岸の庄境遺跡（図2のウ）での円面硯の出土などもその推定を補強する要素である。とすれば、ハ－ニ－ホの道路も国府と郡衙を結ぶ伝路の延長道路と位置づけることができよう。さらに、エ地点には白鳳期の郡寺と考えられる立善庵寺跡もある。

なお、検出遺構の大半は10世紀代と報告されているが、柱穴163のように8世紀代に属する遺構もあり、周辺に古い時期の建物群の存在が予想できる。

### 3) 阿南市大野地区の条里と道路

大字上大野・中大野・下大野から構成される大野地区は、「和名抄」記載的那賀郡大野郷に比定され、平治元年（1159）閏五月の宝莊嚴院領庄園注文案（東寺百合文書）に見える大野本庄の地でもある。この地区の条里地割については、福井好行（1958）や服部昌之（1957）の復原事例が見られる。図4は大字・小字の地名と境界線や耕地形態などを基にして条里地割を復原したものである。条里関係地名としては5000分の1国土基本図上で三條・坪野・九ノ坪（下大野）、東条・西条（中大野）、山条・上条（上大野）が認められるが、現小字地名としては「三条」が残るだけである。

ところで、条里地割の検討作業の中で、図4のヘート間に幅約6mの余剰帯（道路）の存在が確認され、この地区の条里地割がこの道路を基準線として道路幅を除外して1町109mの坪を基本単位として施行されたことが明らかとなった。

福井好行の旧大野村役場所蔵慶長九年（1604）検地帳による坪名調査の成果や小字「三条」の位置から考えると、当該条里の条里呼称法は、図4に示すように東の岡川付近を条の起点として西へ数え、里は北的那賀川南岸から南へ進み、坪並は北東隅から南行する連続式であったことがわかる。

また、ヘートの道路はFまで延び、Fから東南方向に走る現道をたどり条の起点であるG－Hから岡川南岸の現道およびI付近の水田内に残る幅約8mの東西方向の微高地上を通り東の伝路（近世土佐街道ルート）に接続したものと推定される。

以上、那賀川南岸地域の条里と伝路について述べてきたが、3地域の成果をまとめると、図5のように条里地割が施行された3つの経済的中心地が道路網により連結されていることがわかる。すなわち、近世土佐街道におおむね継承された伝路が、那賀川北岸のOからQ・Rに至り、Rからは小字界ともなっている旧道を通り長生町条里の条里余剰帯の東端

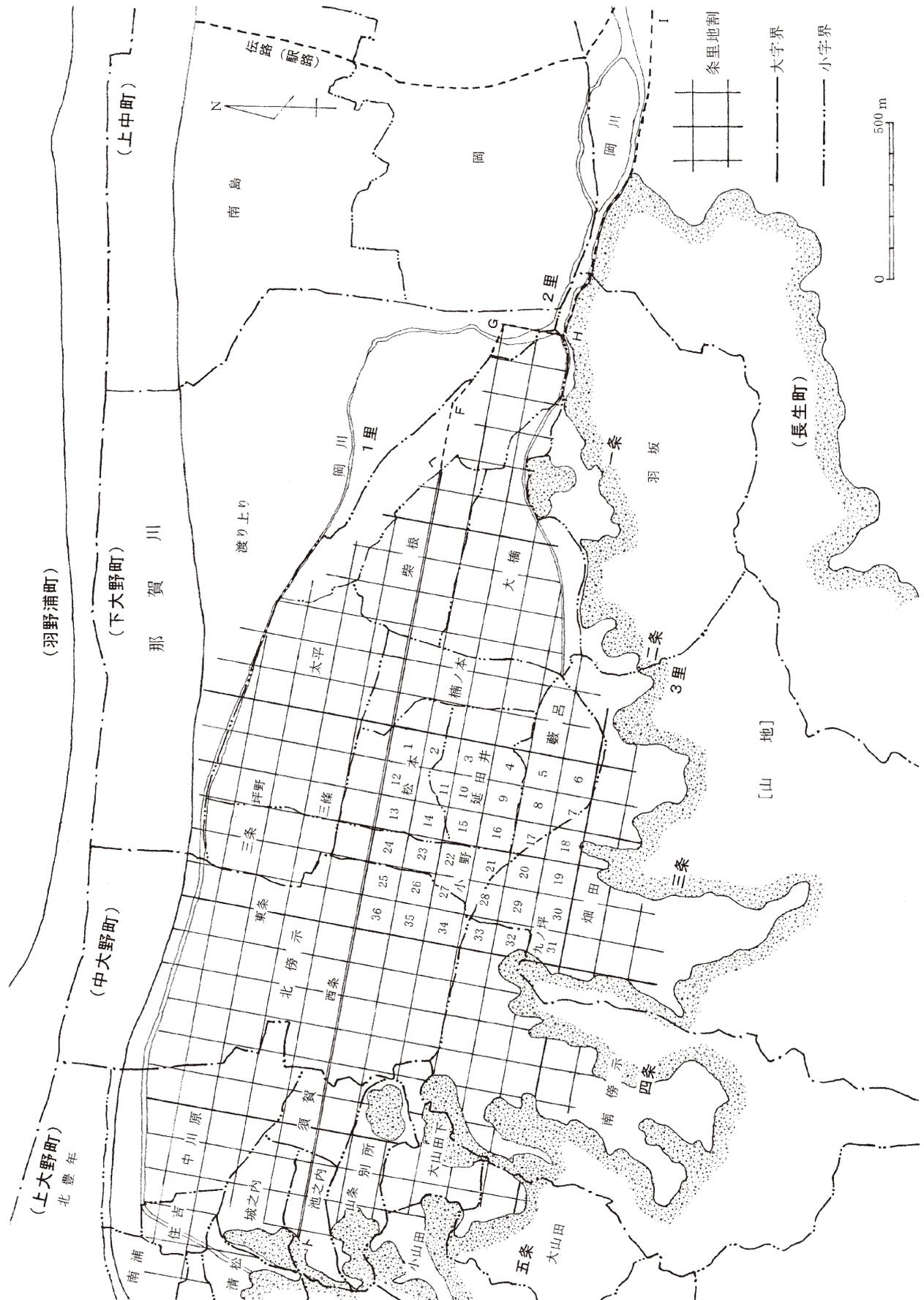


図4 阿南市大野地区の条里地割と道路

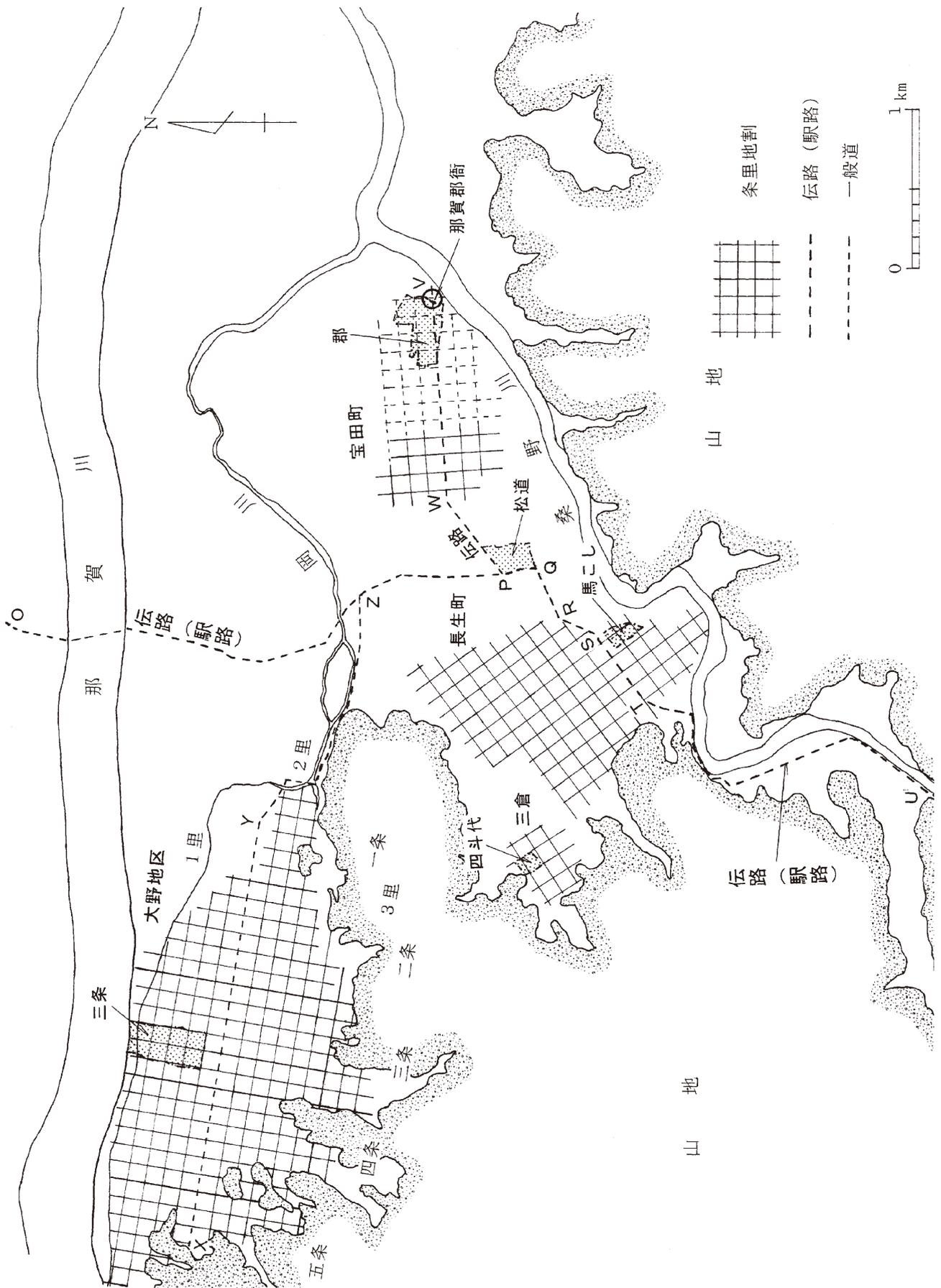


図5 阿南市長生町・宝田町・大野地区の条里地割分布と道路網

Sに達し、土佐街道でもある余剰帯をTまで進み、Tからは桑野川沿いの土佐街道ルートに沿って南に向かう。こうしたルートに沿って道路関係地名である〔松道〕や〔馬こし〕の小字地名の存在が認められる。特に後者は駅路に16kmごとに設置された駅家との関連を窺わせる地名であり、この伝路ルートが養老2年以降に駅路として転用されたことを示唆するようにも思える。約8mという余剰帯の規模も吉野川流域の諸郡の条里施行地域で余剰帯として確認される6～10m幅の伝路と比較しても妥当である。

宝田条里の東端には那賀郡衙が所在したと考えられ、先の南北に走る伝路（駅路）とはPから分岐し、Wから余剰帯を通りVに達することになる。このP-W-Vの道路も伝路である。また、大野地区からはX-Yの余剰帯から岡川沿いの現道を経てZで伝路（駅路）に接続される。

### 3. 那賀川北岸の条里と伝路

〔和名抄〕記載の那賀郡坂野郷に属する小松島市坂野町大塚から大場・目佐にかけての地域（坂野条里と仮称する）、東隣の阿南市大字島尻・黒地付近（島尻・黒地条里と仮称する）と阿南市（旧羽ノ浦町）大字宮倉から小松島市立江町棕ノ本にかけての地域（宮倉条里と仮称する）に条里地割の分布が認められる。

図6は上記3地域付近の大字・小字境界と小字名を図示し、大字・小字境界線を基に条里地割を復原したものである。3地域の条里地割の方位はN26°Eと共通するが、条里に関係する小字地名は坂野条里の〔中の坪〕のみである。

坂野条里では、ヲーワ間とカーヨ間に幅約8mの条里余剰帯（道路）の存在が確認でき、この道路幅を除外して1町109m四方の坪を基本単位として条里地割が施行されたと考えられる。また、東隣の島尻・黒地条里でも坂野条里の余剰帯ヲーワの東への延長線に一致するヌール間で同規模の余剰帯が確認され、この地区の条里地割もこの余剰帯を基準線として施行されたとと思われる。ただし、両条里は方位も東西の基準線も共通するものの、連続する地割ではなく南北方向の坪界線に約25mのずれが認められる。

坂野条里と孤立丘陵の観音山・能路寺山を隔てて

南に分布する宮倉条里では、1970年代の春日野団地の造成により東部の細かな地割が消失しているものの、チーリ間に幅約8mの条里余剰帯（道路）の存在を確認でき、この余剰帯を基準線として道路幅を除外して条里地割が施行されたと考えられる。

近世土佐街道は、a～hと大字・小字境界線上を辿りJに至る曲線状を呈するが、Jからはほぼ小字境界線に沿って直線的に那賀川北岸の古庄付近に向かう。チーリ間に想定される直線道路はチ地点から東へJまで延び、Jから土佐街道に沿って直線的にK以南に至ったと思われる。また、リ地点から西へはLを越えて小松島市田中山に現道として残る東西方向の土佐街道に接続する。

この余剰帯上の道路は、先に述べた那賀川南岸の事例との関係から見ても、余剰帯の幅も同じであり伝路と考えるのが妥当であろう。また、当該道路に重なって認められる小字〔馬測〕は、長生町条里に見られた小字〔馬こし〕と同様に駅家との関連を窺わせる地名であり、この伝路が養老2年以降に設けられた土佐に向かう駅路に転用されたことを示す証左の1つとも言えよう。

ところで、当該伝路の南に位置するオ地点の立江柳ノ内遺跡では、図7に示すような平安時代の掘立柱建物で構成された官衙関連施設が検出されている。徳島県埋蔵文化財センター（2003）によれば、建物群は棟方向がN21°～23°EもしくはN69°Wを指すもの（建物1～10）とN73°～75°Wを指すもの（建物11～14）の2群に分かれる。両群ともに大型の庇付の建物を含むことは遺構の性格を考える上で注目される。また、カ地点の立江馬測遺跡でも同種の平安時代の建物群や飛鳥～平安時代にかけての木製祭祀具が出土している。両遺跡は接近した位置にあり一連の官衙遺跡と推定される。ちなみに、阿波国府の所在が推定される徳島市国府町観音寺付近から小字〔馬測〕までの距離は18km程度である。

最後に坂野条里と宮倉条里の関係について述べておく。宮倉条里の幅約8mの余剰帯（伝路）の北ラインから坂野条里の小字〔茶園ノ木〕南の坪界線までの距離は1090m（10町）を測り、両者は連続する条里であることが明らかとなった。すなわち、この地域の3つの条里は、宮倉条里を通る伝路を基準線



図6 阿南市北部と小松島市東南部の条里地割と伝路(駅路)・道路

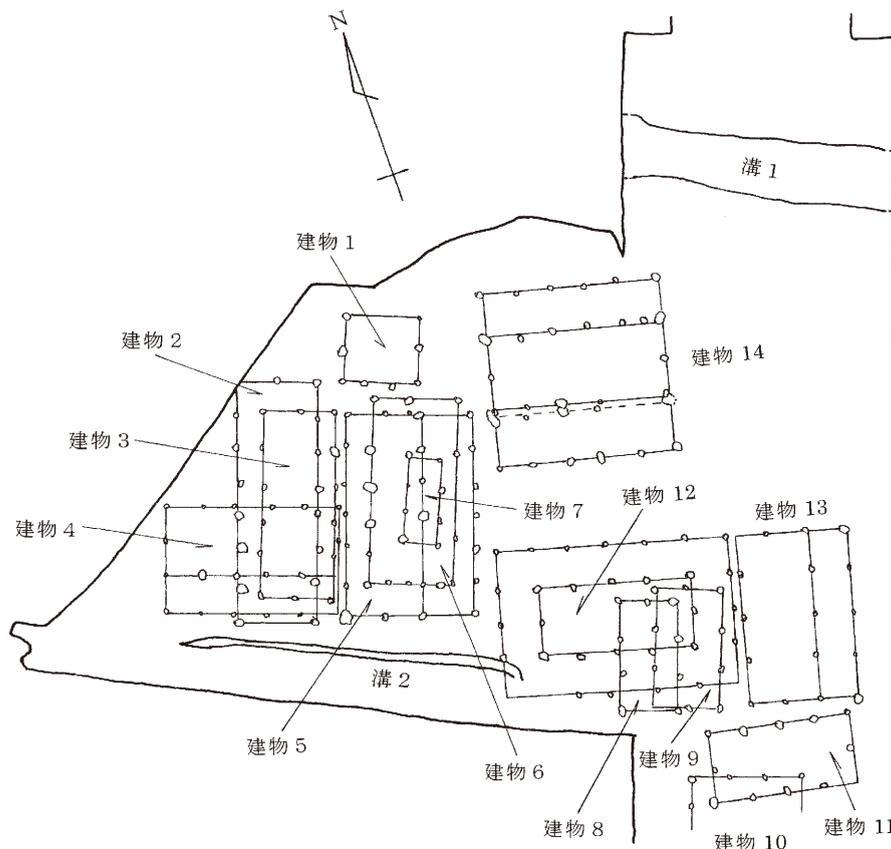


図7 小松島市立江柳ノ内遺跡の主要検出遺構(徳島県埋蔵文化財センター(2003)より著者作成)

として同時に施行されたと考えられる。なお、坂野条里南端のヨ地点からはターレ間の幅約8mの想定道路跡を抜け、レーソ間の旧道を経て伝路に接続されていたと推定される。

文献

足利健亮(1992)：山陽・山陰・南海三道と土地計画，稲田孝司・八木充編『新版古代の日本4 中国・四国』，339～362頁  
 阿南市教育委員会(2011)：川原遺跡 市営住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書  
 井上通泰(1941)：『上代歴史地理新考—南海道・山陽道・山陰道・北陸道—』三省堂，75～76頁  
 木原克司・岡田啓子(1998)：古代吉野川下流の条里と交通路，鳴門教育大学研究紀要第13巻(人文・社会科学編)，71～87頁  
 木原克司(2002)：吉野川下流域の条里施行期と阿波国府の構造，徳島考古学論集刊行会編『論集徳島の考古学』，611～627頁  
 木原克司(2005)：古代阿波国麻植郡・名方郡西部及び板野郡東部の条里と交通路，徳島地理学会論文集8，61～74頁

木原克司(2009)：古代美馬の条里と交通路，阿波学会紀要第55号，201～204頁  
 木原克司(2011)：古代阿波国吉野川下流域の歴史的景観—条里呼称，道路網，東大寺領新島荘の位置比定と阿波国府の構造を中心—，徳島地理学会論文集12，65～79頁  
 木原克司(2013a)：古代三加茂地域の条里と道路，阿波学会紀要第59号，163～171頁  
 木原克司(2013b)：古代阿波国吉野川中下流域の交通路と阿波国府，鳴門史学第27集，1～20頁  
 徳島県埋蔵文化財センター(2003)：徳島県埋蔵文化財センター年報14  
 長谷正紀(1991)：阿波国の駅家と駅路について，和歌山地理11号，1～7頁  
 服部昌之(1957)：那賀川平野の条里，広島女子短期大学紀要8，33～39頁  
 羽山久男(1976)：吉野川河谷の古代交通路と駅家，金沢治先生喜寿記念論文集刊行会編『阿波・歴史と風土』，27～53頁  
 日野尚志(1978)：南海道の駅路—阿波・讃岐・伊予・土左四国の場合—，歴史地理学紀要20，151～177頁  
 福井好行(1958)：阿波に於ける条里の遺址，徳島大学学芸学部紀要7，42～50頁

The ancient Jori allotment system and roads in Naka aria  
 KIHARA Katsushi\*

\* 1-16-7-503 Fukaminami-mach, Higashinada-ku Kobe, 658-0022 JAPAN

Proceedings of Awagakkai, No.60(2015), pp.225-234.